令和８年第４回岐阜県議会定例会における審議結果について

１　会期
令和８年９月１７日～１０月８日（２２日間）

２　審議結果
次の議案が９月１７日に提出され、教育警察委員会に付託された。

〇議第８６号
令和８年度岐阜県一般会計補正予算のうち歳出予算補正中教育警察委員会関係及び債務負担行為補正中教育警察委員会関係

１０月５日の教育警察委員会での審議を経て、１０月８日の本会議で可決された。

３　一般質問・議案に対する質疑の状況

月　日	議員名	質　問　事　項
９月３０日	布俣　正也 （自　民）	１　令和８年熊本地震を踏まえた本県の防災対策について （２）避難所機能を支える学校体育館の空調整備について ５　国際交流と国際理解を深める取組について （２）北方領土問題について ②次世代への教育について
	判治　康信 （県　民）	３　子ども・若者の学びと成長を支える取組について （１）高校生の企業選択の機会拡大に向けた取組について （４）県立学校における部活動中の偶発事故への対応について ①部活動中の偶発事故に対する補償について ②学校施設の安全対策について
	平野　祐也 （自　民）	４　幼児教育センターの設置と幼保小連携の推進について （１）幼児教育センターの設置意義と重点的に整備する機能・役割について

月　日	議員名	質　問　事　項
１０月１日	澄川　寿之 （公　明）	５　県立高等学校における暑さ対策について ６　教育現場におけるメタバース（仮想空間）の活用について
	伊藤　正博 （県　民）	２　県立高校体育館への空調設備の整備に向けた計画策定について

月　日	議員名	質　問　事　項
１０月２日	中川　裕子 （共　産）	４　県立高校の体育館におけるエアコンの設置について （１）暑さ対策の現状と授業への影響について （２）早期設置に向けた見解について ５　県立高校教員の自死事案における第三者調査結果の提言を受けた取組について （１）これまでの対応について （２）時間外在校等時間の正確な把握について （３）時間外在校等時間を減らす具体的な目標設定について
	木村　千秋 （無所属）	２　県立高校の学生寮における良好な居住環境の確保について ３　頑張る子どもを応援・評価する取組について （１）英語資格・検定試験への挑戦と児童生徒の英語力向上について ①県内市町村ごとに異なる実用英語技能検定等の受検料補助に係る県の認識について ②実用英語技能検定等の取得・挑戦の意義と児童生徒の英語力向上に向けた今後の取組について （２）県立高校入試における社会的活動の評価と児童生徒・保護者への周知について

質問　布俣議員（自民　飛騨市）　令和８年９月３０日（水）

１ 令和８年熊本地震を踏まえた本県の防災対策について
（２）避難所機能を支える学校体育館の空調整備について

答弁　教育長

県立高校については、全 63 校中 59 校が避難所に指定されておりますが、全ての高校において体育館の空調は整備されておりません。

今回の熊本地震は真夏に発生し、避難所となる体育館の空調整備の重要性を改めて認識したところであり、学校の教育活動のみならず防災の面からも、その整備は喫緊の課題であると考えております。

このため、熱中症リスクや避難所としての役割、公立小中学校の体育館における空調の整備状況などを総合的に勘案し、早急に整備方針を検討してまいります。併せて、県立高校の体育館への空調整備に係る財政支援について、引き続き、国に要望してまいります。

一方で、避難所に指定されている公立小中学校の体育館について、国は、一昨年の補正予算において、空調整備に係る交付金を創設し、先月には、空調設置率 100％の目標年度を令和 17 年度から令和 13 年度へと前倒しをしたところです。県教育委員会としましては、市町村教育委員会に対して、この国の財政支援制度について情報提供をするとともに、その積極的な活用を促すなど、更なる整備を後押ししてまいります。

５ 国際交流と国際理解を深める取組について
（２）北方領土問題について
②次世代への教育について

答弁　教育長

北方領土について、小中学校では、学習指導要領に基づき、竹島及び尖閣諸島とともに、領土教育の一環として、北方領土の位置や自然環境のほか、歴史的背景、ロシアに対する政府の対応などについて学習することとなっております。県教育委員会では、児童生徒が自ら地図や資料を調べ、領土問題に関する考えを深めることができるよう、一人一台端末をはじめとする ICT を効果的に活用した実践事例など、学校訪問等の機会を捉えて、各市町村教育委員会に対して助言してまいります。

次に、高等学校では、生徒全員が履修する科目「地理総合」や「公共」の中で、領土問題が国民生活に及ぼす影響や、その解決に向けた課題等について学んでおります。

その中で、海洋国家であることが、経済活動全体や日々の生活にどのような影響を与えるかなどについて学ぶことによって、日本の将来について、生徒が自ら考える探究的な学びを充実してまいります。

質問　判治議員（県民　多治見市）　令和８年９月３０日（水）

３ 子ども・若者の学びと成長を支える取組について
（１）高校生の企業選択の機会拡大に向けた取組について

答弁　教育長

県内の高校生の就職は、企業が特定の高校に推薦を求める「指定校求人」と、それ以外の「公開求人」により行われております。指定校求人では、生徒は対象企業のうち一社のみに応募します。また、公開求人においても、選考開始から一定期間は一社にしか応募できない「一人一社制」が多くの都道府県で採られております。こうした中、本年３月、愛知県の公開求人で、現在の高校３年生から「一人二社制」になることが決定されました。これは、就職の交流がある東海三県で足並みをそろえてきた中で突然の決定であり、現３年生への適用は企業・学校双方に困難なことから、本県では同様の対応を見送ったところです。

本県は愛知県などに比べ、公開求人の割合が毎年 40%以上と高く、その応募者の 20%近くが愛知県の企業を志望しております。このため、愛知県と同様の変更を行った場合の企業や学校、そして何よりも高校生への影響を、今年度の状況をもとに分析した上で、来年度の対応については、岐阜労働局や経済団体等で構成される「岐阜県高等学校就職問題検討会議」において、検討していくものと考えております。

（４）県立学校における部活動中の偶発事故への対応について
① 部活動中の偶発事故に対する補償について

答弁　教育長

まず前提としまして、部活動は、学習指導要領において、生徒の自主的・自発的な参加により行われる教育課程外の活動として位置付けられているため、部活動に要する経費については、原則として保護者負担による私費で賄われており、損害のあった場合に県費で対応することも基本的にありません。

そのため、物損事故への対応では、多くの生徒が加入している全国高等学校 PTA 連合会賠償責任補償制度が、生徒に過失のある場合は対応するものの、過失がない場合は対象とはならず、個人で負担することになります。そうしたことから、これまでも合格者説明会において、部活動の事故の対応について保護者に丁寧に説明してまいりました。

今後、まずは、特に部活動中に生じた物損事故が補償されない場合があることを具体的に説明し、任意保険への加入の必要性について、保護者が十分に理解した上で判断できるよう、丁寧に周知してまいります。その上で、補償の在り方については、他県の状況等も参考にしながら、より良い対応策を検討してまいります。

② 学校施設の安全対策について

答弁　教育長

県教育委員会では、各学校における体育の授業や学校行事等の実施状況を踏まえ、防球ネットをはじめとする施設の整備・改修を進めております。また、これまでも、各学校において定期的な安全点検を実施するとともに、生徒の負傷事故が発生した際には、他県での事例も含め、直ちに全県立学校を対象とした緊急点検を行うなど、迅速な安全確保に努めております。加えて、サッカーゴール等、強風時などに重大事故につながるおそれのある器具については、使用後の安全管理を徹底しております。

今後、定期的な安全点検において、ボールが校外や駐車場等へ飛び出すおそれがある箇所を確認した場合には、必要な改修等を速やかに進めてまいります。また、事故が発生した際には、その内容や再発防止策を速やかに各学校に共有し、同様の事故の未然防止につなげるとともに、県教育委員会による学校訪問の機会を活用して現地を点検し、安全対策について各学校に助言してまいります。

質問　平野（祐）議員（自民　各務原市）　令和８年９月３０日（水）

４ 幼児教育センターの設置と幼保小連携の推進について
（１）幼児教育センターの設置意義と重点的に整備する機能・役割について

答弁　教育長

本県における幼児教育は、私立幼稚園や保育所等を所管する知事部局と公立幼稚園を所管する教育委員会の連携が平成 21 年度から始まり、その翌年から４年間、国の事業を活用し、県内 12 市町において、幼児教育と小学校教育の接続のための実践研究を進め、平成 30 年度には岐阜県版の接続期カリキュラムを作成いたしました。その後、令和４年度から国の事業に本県が採択され、県内５圏域の市町をモデルに研究を進める中、幼児教育施設と小学校の教職員相互の理解が深まり、子どもの発達や学びの連続性を意識した保育や授業の充実につながったところです。こうした一連の取組の成果等を踏まえると、今こそ、幼児教育センターを設置することで、公立・私立や施設の種類による垣根を越えて、幼児教育の充実や幼保小の円滑な接続を進めることができるというふうに考えております。

そこで、岐阜県で育ててよかった、そして育ってよかったと実感できることを目指す岐阜県の幼児教育センターでは、幼保小連携の橋渡し役となる専門員の派遣に加え、研修や情報発信といった機能を重点的に整備し、幼保小が一体となって子どもの育ちを支える体制づくりに取り組んでまいります。

質問　澄川議員（公明　岐阜市）　令和８年１０月１日（木）

５ 県立高等学校における暑さ対策について

答弁　教育長

県教育委員会では、暑さ指数に応じて、教育活動を実施するかどうかの判断基準を設けております。体育の授業や部活動などの実施前及び実施中に、その指数を計測し、基準を超えた場合には、原則体育活動等を中止とし、全校集会などその他の教育活動全般についても、その内容の変更や中止を検討することとしております。

このほかにも、昨年度、議員からもご紹介がありましたが、各校の体育館に２台ずつ設置したスポットクーラーを体育の授業や部活動の時に使用し、クールダウンに役立てております。さらに、今年度からは、放課後や休日、夏休みの期間において、会議室などエアコンが設置されている場所を開放し、生徒が部活動などの合間に休息を取るためのクーリングスポットとして活用しております。

こうした取組に加え、抜本的な対策として、体育館への空調整備を検討してまいります。なお、現在設置しているスポットクーラーについては、各学校にございます武道場などで活用してまいります。

６ 教育現場におけるメタバース（仮想空間）の活用について

答弁　教育長

県内では、メタバースを活用した学習支援に取り組む市町村が、昨年度の４市から今年度は７市町となる中、先月には、この市町が参加する交流会を開催し、メタバースの取組状況等について意見交換を行ったところです。

各市町からは、成果として、不登校の児童生徒の居場所づくりやコミュニケーション能力の向上につながったなどの報告があった一方で、新たな利用者の参加促進に向けた環境整備や学習支援につながるサポートなどが大きな課題として挙げられました。

県教育委員会としましては、今後、こうした成果や課題を共有する場を継続的に持ち、メタバースの効果的な活用につながるよう支援してまいります。

併せて、不登校の原因が児童生徒によりそれぞれ異なり、その対応も多様であるため、例えば、広島県が主導する全国各地のオンライン授業の共同利用を、対象となる児童生徒に紹介するなど、様々な方策について市町村教育委員会と共に研究しながら進めてまいります。

質問　伊藤（正）議員（県民　各務原市）　令和８年１０月１日（木）

２ 県立高校体育館への空調設備の整備に向けた計画策定について

答弁　教育長

今年の夏は、県内において 40℃を超える酷暑日が観測されるなど、暑さが一段と厳しさを増しております。こうした中、一部の学校においては、一学期の終業式をオンライン方式に変更して対応したほか、体育の授業を実技から座学に切り替えて実施するなど、体育館を活用した学校活動に支障が生じております。

このため、体育館の空調設置は、議員おっしゃるとおり喫緊の課題であり、できる限り早期に取り組んでいく必要があるとの認識のもと、来年度当初予算に向けて、段階的に整備を進めるための計画を検討してまいります。

整備計画の検討に当たっては、体育館の利用頻度や避難所としての役割に加え、県有の建物に関する長寿命化計画に基づく修繕の予定なども勘案する必要があると考えております。

さらに、既に整備計画を策定しているほかの県においては、生徒数や気温の状況などの観点も考慮していることから、こうした点も踏まえながら、総合的に検討を進めてまいります。

質問　中川議員（共産　岐阜市）　令和８年１０月２日（金）

４ 県立高校の体育館におけるエアコンの設置について
（１）暑さ対策の現状と授業への影響について
（２）早期設置に向けた見解について

答弁　教育長

２点ご質問いただきましたが、一括してお答えします。

近年、厳しい暑さが続いており、学校現場においても、熱中症のリスクが高まっております。実際に、県内の過去 30 年間における７月の平均最高気温の推移を見ましても、令和３年以降は、これまで比較的涼しいとされてきた飛騨地域を含め、県内全圏域で 30℃以上を記録しております。

このような状況を踏まえ、昨年度、全ての県立高校の体育館に暫定的にスポットクーラーを設置したところです。

学校からは、「生徒が一時的に身体を冷やす上で効果があり、熱中症予防につながった」といった声が寄せられる一方、課題としては、「一度に効果を得られる人数が限られている」、「生徒がスポットクーラーに衝突しないよう、設置場所への配慮が必要である」といった意見も挙げられたところです。こうした課題を踏まえ、学校では、スポットクーラーの冷却効果を高めるために、冷気を扇風機で循環させるなど、工夫を凝らしながら有効活用を図っているところです。

次に、授業への影響については、昨日も答弁申し上げたとおり、暑さ指数

の基準を超えた場合には、原則体育の授業等は中止とし、その他の教育活動全般についても、その内容の変更や中止を検討することとしており、実際に、基準を超えて、授業等の変更や中止をした回数は、昨年度が 81 回、本年度は８月末時点で 69 回となっております。また、体育館での活動中に熱中症で救急搬送された生徒数は、昨年度が９人、本年度も８月末時点で７人となっております。

今後、酷暑による教育現場の影響も踏まえ、昨日も申し上げたとおり、早期に学校の体育館の空調整備に向けた方針を検討してまいります。

５ 県立高校教員の自死事案における第三者調査結果の提言を受けた取組について

（１）これまでの対応について

答弁　教育長

答弁に先立ちまして、職務に励んでこられた教員が自らの命を絶たれたことについて、改めてご本人とそのご遺族の方々に深く哀悼の意を表します。

県教育委員会では、令和５年に第三者による岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会からの提言を踏まえ、高ストレス者への対応改善のため、ストレスチェックにより医師面接指導を受けた全教職員を、県教育委員会の保健師がフォローする体制の構築や、学校現場における高ストレス者の不安解消に資する体制整備の徹底を図っております。

また、このことで部活動の月間計画の様式を改正し、複数いる顧問の誰がいつ指導にあたっているのかを明確にしたことは、同じ部活動における顧問間の負担の偏り解消につながっております。

さらに、私自身がトップとなる人事管理対策会議において、毎月、学校あるいは個人単位で時間外在校等時間の状況を把握し、当該時間が多い教職員については、具体的な業務内容や理由などを確認した上で、必要に応じて校内の人事配置での対応を学校長に促すほか、人事異動の際にも考慮しております。

今後も、時間外在校等時間の削減や、高ストレス者へのきめ細かな対応に取り組んでまいります。

（２）時間外在校等時間の正確な把握について

答弁　教育長

部活動の指導時間を含む時間外在校等時間の把握に当たっては、平成 30 年度から導入した「出退勤管理システム」を通じて行っております。このシステムは、教職員が日常的に使用する校務用パソコンだけでなく、スマートフォンからもアクセスすることが可能であり、特に部活動など、学校外で活動する場合にも出退勤の時刻をその場で常時入力することができるようになっております。

しかしながら、教職員の様々な思いや、個々の事情から、勤務の実態と異なる出退勤時刻の入力がなされている事例があると認識しております。このため、放課後の業務や土日の部活動などを含め、勤務実態と乖離した入力が見られる場合には、管理職から当該教職員に対して、個別に勤務の状況や心身の状態なども確認しながら、出退勤時刻の正確な入力を促してまいります。

勤務時間を正しく記録することが、教職員の健康管理や必要な支援につながるものと考えており、全ての教職員にその理解が深まるよう、引き続き努めてまいります。

（3）時間外在校等時間を減らす具体的な目標設定について

答弁　教育長

県教育委員会では、これまで「教職員の働き方改革プラン」に基づき、様々な取組を進めており、例えば、時間外在校等時間の要因の多くを占める部活動について、部活動数の削減に取り組んだ結果、令和元年度の 1,363 から７年度には 1,170 へと約 200 減少しました。これにより、一部活動あたりの顧問数が増え、時間外在校等時間の削減にも効果が出ております。

一方、プランでは全ての教職員に一律同じ目標を設定していますが、教職員にとってはクラス担任の有無や、どの部活動の顧問になるかなど、置かれた状況は様々です。

こうした中、少数の管理職が多くの教職員をマネジメントする「なべぶた組織」とも言われる学校特有の組織において、時間外在校等時間を一層削減するためには、教職員一人一人が自らの現状に応じて削減計画や目標を定め、それを教職員相互で支えつつ、各自の目標達成を目指していくことが重要だと考えております。こうすることで、一日も早いプランの目標達成につながるものと考えております。

質問　木村議員（無所属　不破郡）　令和８年１０月２日（金）

２ 県立高校の学生寮における良好な居住環境の確保について

答弁　教育長

現在の県立高校の寮は、昭和 30 年代以降の国の農業自営者養成に関する施策の下で整備されたもののほか、飛騨地域の地理的条件や冬季の降雪に対応するため設置されたものです。農業高校においては、生徒が夜間、休日に、動植物の管理や農場作業に従事する必要があり、寮は農業教育を支える重要な役割を果たしてまいりました。

現在は、自宅から通うことができない生徒などがその寮を利用しておりますが、一つの部屋に複数の生徒が居住する従来のスタイルは、今の生徒や保護者のニーズと合わなくなっており、民間のアパートなどを利用する生徒も現在多数おります。加えて、寮に宿泊して夜間に生徒の指導をする教員の負

担や、朝食の準備のため早朝より勤務する炊事員の確保など、運営面での課題も現在生じております。

そうした中、利用する生徒のいる寮については、必要な改修や修繕を行ってまいりました。今後、自宅からの通学が困難な生徒については、民間の施設の利用なども含め、公共交通機関の状況や通学時間等を考慮し、その対応を検討してまいります。

3 頑張る子どもを応援・評価する取組について
（1）英語資格・検定試験への挑戦と児童生徒の英語力向上について
① 県内市町村ごとに異なる実用英語技能検定等の受検料補助に係る県の認識について
② 実用英語技能検定等の取得・挑戦の意義と児童生徒の英語力向上に向けた今後の取組について

答弁　教育長

市町村の教育委員会では、児童生徒の英語力向上に向け、デジタル教科書や生成 AI の活用、外国語指導助手、いわゆる ALT の配置の充実など、様々な取組を行っており、県内の市町村の英語検定等の受検料補助についても、各教育委員会が英語力向上に向けた一つの施策として行っているものと認識しております。

また、英語検定等の取得は、義務教育段階の子どもたちにとって、自らの努力の成果が資格などの形で可視化され、達成感や自信につながるとともに、将来的には、実践的な英語力の土台にもなり得ると考えております。

県教育委員会としましては、現在、小中学生の英語力向上に向け、コミュニケーション能力を育む授業により身に付けた英語力を発揮する場として、県内すべての市町村の児童生徒を対象としたスピーチコンテストを実施するなど、その自らの力を伸ばし、確かめることができる環境づくりに努めているところです。

さらに、英語教育の推進校に大学教授を派遣し、専門的な知見に基づく助言を行うとともに、そこでの優れた実践事例を全県に広く発信し、各校での授業改善につなげております。あわせて、今後は、小中学校での学びが高等学校に円滑につながるよう、英語教育についての中高の連携も深めてまいります。

（2）県立高校入試における社会的活動の評価と児童生徒・保護者への周知について

答弁　教育長

平成 14 年度入試から始まった特色化選抜と、そのコンセプトを継承して始めた独自検査を含む選抜では、各高校の求める生徒像に合わせた検査を行い、中学校までに身に付けた様々な力を評価しているところです。その評価

内容は「求める生徒像」として各学校が示していましたが、平成 25 年度の制度変更時に、分かりやすく「体育的活動」「文化的活動」「学科への適性」の三つに分類しました。その後、中学校での生徒会活動やボランティア活動などを評価内容に加える学校がいくつか出てきたため、新たに「社会的活動」を追加したところです。議員ご指摘の伝統芸能に取り組む生徒の活動は、この「社会的活動」に分類され、主体性や協調性などを評価することになります。

　また、独自検査の選抜の要件については、毎年７月までに各学校で決定されております。中学校３年生やその保護者に対しては、広く定着している冊子「公立高校をめざす皆さんへ」を配布し、周知しております。さらに、昨年度から小学校６年生向けに高校入試に関するチラシも作成し、早い段階からの周知も図っているところです。